

利根川水系 渡良瀬川圏域河川整備計画（変更）
【原案】

令和7年2月

群馬県

目 次

第1章 圏域の概要	- 1 -
第2章 河川の現況と課題	- 5 -
第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	- 5 -
第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	- 7 -
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	- 9 -
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	- 16 -
第1節 計画対象区間及び計画対象期間	- 16 -
第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	- 16 -
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	- 16 -
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	- 18 -
第5節 河川の維持に関する事項	- 18 -
第4章 河川整備の実施に関する事項	- 19 -
第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに設置される河川管理施設の機能	- 19 -
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	- 29 -
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	- 30 -
第1節 河川情報の提供に関する事項	- 30 -
第2節 地域や関係機関との連携に関する事項	- 30 -

第1章 圏域の概要

(1) 河川の概要

渡良瀬川圏域は、群馬県の東部に位置する面積約 423km² の地域であり、桐生市、みどり市の2市で構成される。本圏域を流れる河川は、渡良瀬川本川及び支川の桐生川、山田川等の計 25 河川あり、合計河川延長は約 162.6km である。上流には、桐生川ダム（桐生川）が整備・運用されている。

渡良瀬川圏域の河川は、河床勾配が 1/150～1/400 の急流河川であり、河道は礫・玉石を主とした礫河原が形成されている。

渡良瀬川は、栃木県日光市足尾町の皇海山^{すかいさん}に源を発し、みどり市の北端付近にて群馬県に入り、桐生市を経て再び栃木県に至り、渡良瀬遊水地を経て利根川に流入する河川延長 107.6km、流域面積 2,621km² の一級河川である。このうち群馬県管理区間は、みどり市大間々町高津戸から上流のうち、国が管理する草木ダムの上下流一部区間を除いて栃木県境までとなっている。

桐生川は、渡良瀬川流域の最大支川であり、県境に位置する根本山^{ねもとさん}に源を発して南流し、桐生川ダムからは南西へと流れを変え、桐生市街地の東縁を通り、南東に向きを変え、栃木県に入り渡良瀬川に合流する。

広沢川は、本圏域の最も南に位置する渡良瀬川の右支川であり、国道 50 号に沿って、桐生市広沢地域を流下する河川である。

小倉川は、桐生市川内^{かわうち}地域を流下して渡良瀬川に合流している。

山田川は、鳴神山から蛇行しながら南下し、名久木川を合わせ渡良瀬川に合流している。

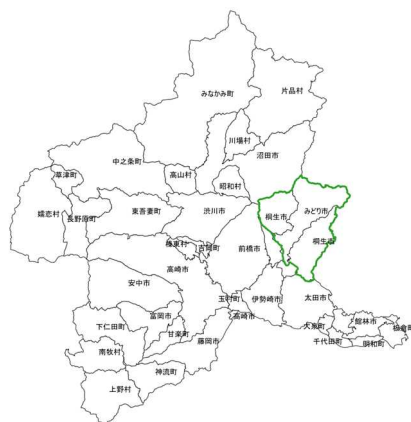


図-1.1 圏域位置図



図-1.2 渡良瀬川圏域河川図

表-1.1 渡良瀬川圏域河川一覧表

	河川名				河川延長 (m)
		1次支川	2次支川	3次支川	
1	渡良瀬川				30,308
2		桐生川			38,354
3			小友川		4,000
4			黒川		2,850
5			高沢川		3,927
6			忍山川		4,500
7			皆沢川		3,800
8		広沢川			1,970
9		小倉川			3,500
10		山田川			9,360
11			名久木川		2,500
12		小平川			11,160
13			入山沢川		2,100
14		塩沢川			3,900
15		深沢川			7,200
16		川口川			3,491
17		小黒川			8,773
18			田沢川		5,700
19				沢入川	2,200
20		房川			2,000
21		小中川			2,509
22		樋之入川			1,250
23		柱戸川			2,200
24		押手川			1,600
25		黒坂石川			3,491
合計					162,643

(2) 圏域の地形・地質

渡良瀬川圏域の東部には急峻な山々が連なり、南西部では広々とした小起伏から大起伏の火山灰大地が緩やかに展開され、その南部はなだらかな起伏を持つ平坦地となっている。また、一部においては渡良瀬川によって形成された扇状地を形成している。

圏域の北東部にある草木ダム周辺には花崗岩体が貫入し、三境山頂部^{さんきょうさん}には例外的に新第三紀の溶結凝灰岩が堆積している。渡良瀬地域南部は、砂礫の上部にローム層が発達した大間々扇状地、渡良瀬川による河川堆積からなっている。

(3) 圏域の気候

渡良瀬川圏域は、夏は蒸し暑く、冬は寒くて乾燥する内陸性の太平洋側気候である。当該圏域の年間の平均気温はおおむね14℃～15℃であり温暖な気候となっている。また、年間平均降水量は1,300mm程度であり、全国平均より少ない。月ごとの降水量は、梅雨時期と台風通過時期である6月～10月に多く、冬季の降水量は少ない。

(4) 圏域の自然環境

本圏域は約85%を森林が占め、様々な野生動植物が生息・生育・繁殖しており、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、ニホンイノシシ、ホンドテン、ムササビ、アブラコウモリなどの比較的大型の哺乳類の生息も確認されている。また、渡良瀬川本支川の上流部には、在来個体群と考えられるイワナが生息している。

圏域内は標高差が約1,760mと大きく、様々な植物が自生している。森林の植生は大部分がスギ・ヒノキ等の人工林と、ブナ帯二次林であるが、大間々地区より下流の渡良瀬川本支川では、エノキ、ニセアカシア等の落葉樹や、シラカシ、アラカシ等の照葉樹等で構成されるヤブツバキ帯二次林が存在する。また、本圏域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に指定されたカッコソウが鳴神山周辺に自生しており、自然保護団体や地元住民等の協力により保全活動が行われている。

(5) 圏域の社会環境

本圏域の人口は約15.6万人で、県全体の約8%を占める。人口の構成比は桐生市が約7割、みどり市が約3割となっており、桐生市の人口は近年減少傾向にあり、みどり市では平成17年以降微減傾向にある（図-1.3）。

産業は、第3次産業の比率が他産業に比べ高く、次いで、自動車部品や電気関係の製造業、伝統産業である織物といった第2次産業が地域の主要産業となっている。

土地利用状況は、森林が全体の約85%と大部分を占めており、市街地が約8%、農地が約3%となっている。なお、農地は減少傾向にあり、現状以上の水量確保といった水利用の大きな変化はないものと考えられる（図-1.4）。

当圏域内には小中大滝や鳴神山等の自然環境保全地域や小平親水公園、高津戸峡等が人々の憩いの場として広く利用されている。また、織物業で栄えてきた桐生市ではかつて、伝統的技法の「友禅流し」が行われていた。染織を行う工程で使用する染料を加えた色のを流し落とす際に、桐生川の清流を利用していたことから、川との関わりは深いものになっている（図-1.5、図-1.6）。

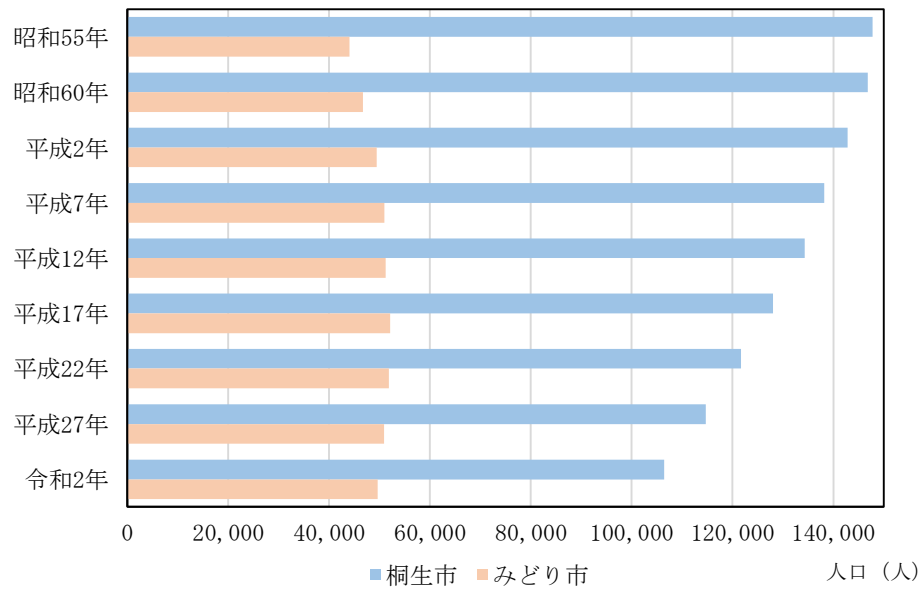


図-1.3 渡良瀬川圏域関係市 人口の推移

出典：国勢調査（各年10月1日時点）

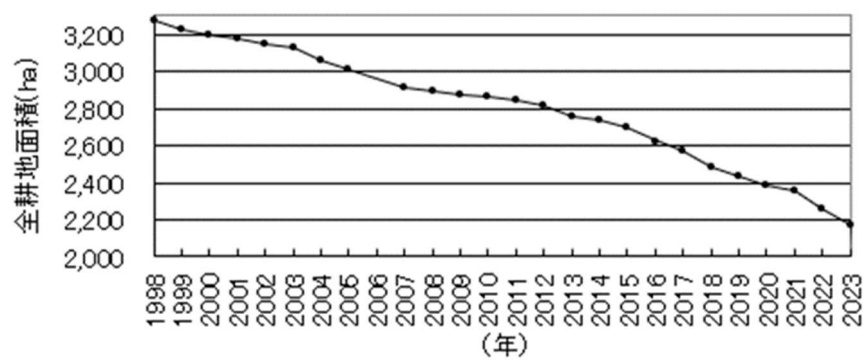


図-1.4 渡良瀬川圏域関係市 全耕地面積推移図

出典：作物統計調査（農林水産省）



図-1.5 桐生織



図-1.6 友禅流し（桐生川）

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

渡良瀬川圏域は、過去から、昭和22年9月のカスリーン台風をはじめとし、昭和23年9月のアイオン台風、昭和24年8月のキティー台風と連続して災害に見舞われた。なかでもカスリーン台風は本圏域だけでなく、群馬県全域で河川の氾濫、堤防の決壊、道路・橋梁の破損や流失、土石流など、未曾有の災害をもたらした。これらの災害の教訓を後世に伝えるため、桐生市内には複数の水害伝承碑や水害殉難者供養塔が遺されている（表-2.1、図-2.1）。

近年では、表-2.2に示すとおり、床上浸水などの大きな被害や内水被害が発生しているが、河川改修の進捗や桐生川ダムの完成（昭和58年）等により、大きな洪水被害は減少している。

一方で、「気象庁気候変動監視レポート2023」によると、日本全国約1,300地点の地域気象観測所において観測された10ヵ年平均降水量は約30年前と比較して1時間降水量50mm以上の短時間降雨の発生回数が約1.5倍に、1時間降水量80mm以上の短時間降雨の発生回数が約1.7倍に増加するなど、気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されている。国土交通省においては、気候変動の影響を考慮し、「利根川水系河川整備基本方針」を令和6年7月に変更した。

これらのことから、渡良瀬川圏域内の河川においても、住宅等が集まっている地域で流下能力が低い区間を中心に、気候変動の影響による降雨量の増加等を考慮した洪水被害軽減のための治水対策が必要である。

表-2.1 カスリーン台風における圏域の被害

市町村名	旧市町村名	床下 浸水 (棟)	床上 浸水 (棟)	流失倒 壊家屋 (棟)	半壊 家屋 (棟)	死者 (人)	行方 不明 (人)	死者・ 行方不 明計	負傷	
									重傷	軽傷
桐生市	桐生市	6,614	4,929	352	461	113	33	146	52	115
	黒保根村	200	200	24	12	27		27		
	新里村	300	6	6	6	1		1	5	
みどり市	東村	127	179	25	39	20		20	12	
	大間々町	120	2	2	1	1		1		
	笠懸町	15	3							
圏域での合計		7,376	5,319	409	519	162	33	195	69	115

出典：昭和二十二年九月大水害の實相 群馬県復興対策委員会



桐生市境野町地内（家屋倒壊）※



桐生市目抜き通り
（家屋倒壊・橋梁流失）※



カスリーン台風伝承碑
（桐生川広見橋右岸）

図-2.1 カスリーン台風被害状況（昭和22年9月）

※出典：昭和二十二年九月大水害の實相（群馬県復興対策委員会）

表-2.2 近年における渡良瀬川圏域の水害

発生年	原因	全壊流出 (戸)	半壊 (戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	農地浸水 (ha)	宅地浸水 (ha)
S41. 6. 28-29	台風第4号		13		136	16,000.0	5,000.0
S57. 7. 31-8. 2	台風第10号		2		6		
S57. 9. 11-9. 13	台風第18号	1		43	357		
S61. 8. 11~8. 19	豪雨				1		9.0
S62. 7. 11~8. 8	豪雨・台風第5号及び落雷				21	200.0	30.0
H2. 8. 9~8. 11	台風第11号			4	4		2.0
H2. 9. 11~9. 20	豪雨、台風第19号				3		2.0
H6. 7. 18	その他の異常気象			3	5		45.0
H9. 7. 31	その他の異常気象				1		1.3
H9. 8. 29	その他の異常気象			1	27		27.4
H9. 6. 18~6. 21	梅雨前線豪雨及び台風第8号				2		2.6
H9. 7. 25~7. 29	台風第9号及び豪雨				1		1.3
H9. 8. 3~8. 13	豪雨及び台風第11号				2		2.6
H10. 8. 25~8. 31	豪雨			2	12		23.7
H10. 9. 14~9. 18	豪雨及び台風第5号			1	2		13.8
H11. 9. 9	その他の異常気象				3		2.0
H12. 7. 1~7. 5	豪雨				16		17.1
H12. 7. 14~7. 20	豪雨				4		3.8
H14. 7. 8~7. 12	梅雨前線豪雨及び台風第6号				4		3.8
H15. 8. 6~8. 10	台風第10号				9	9.0	9.6
H17. 8. 9~8. 17	豪雨				2	4.0	
H18	その他の異常気象			2	2	7.0	
H19. 7. 29~7. 31	豪雨				1	2.7	
H23. 7. 24~8. 4	新潟・福島豪雨			1	2		3.0
H30	その他の異常気象			1	1		0.1



図-2.2 被災状況（平成10年山田川水防活動）

出典：平成10年洪水記録（群馬県土木部河川課）/桐生土木事務所

第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

渡良瀬川圏域内の水利用は、主に発電用水と農業用水である（表-2.3）。発電用水は、桐生川ダム、高津戸ダム及び本川・支川の堰より取水されている。農業用水は、圏域内では主に大間々頭首工より取水され農地に分配されているほか、太田頭首工や本川・支川の各所で取水され、かんがい利用されている。

水道用水は、渡良瀬川の本川・支川の堰により、流域の桐生市・みどり市による取水が行われている。

渡良瀬川流域では昭和62年から令和5年の37年間に17回の取水制限を伴う渇水が発生している。このうち平成8年度には少雨の影響により、渡良瀬川流域では冬期、夏期の2度の渇水に見舞われ、夏期では最大で農業用水60%、水道用水・工業用水40%の取水制限、冬期（平成9年2月）では最大10%の取水制限が53日間となり、一時断水や受水企業の操業時間の短縮、稲の立ち枯れ等の影響が生じた。

近年では、記録的な少雪や5月以降の少雨等の影響により、平成30年の渇水では、取水制限が32日間（最大20%）となった。

県管理区間では、取水制限の実施には至っていないが、軽度の渇水が発生している。気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化だけでなく、渇水の頻発化、長期化、深刻化なども懸念されていることから、流域の降雨量、河川の水位、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努める必要がある。

表-2.3 渡良瀬川圏域の水利権内訳

	農業用水	水道用水	工業用水	発電用水	その他	合計
取水量 (m ³ /s)	24.997	2.007	0.016	105.589	0.240	132.849
割合	18.82%	1.51%	0.012%	79.48%	0.18%	100.0%

出典：「関東地方水利権一覧 令和元年」及び「水利権一覧（群馬県）」より集計

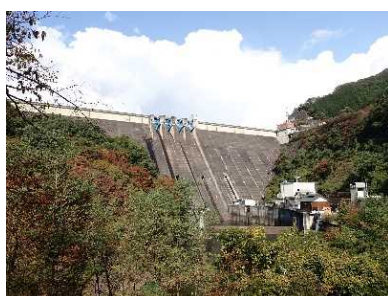


図-2.3 草木ダム
(東発電所・東第二発電所)



図-2.4 大堰頭首工
(農業用水)



図-2.5 桐生川ダム
(発電・農業用水・水道用水等)

表-2.4 渡良瀬川圏域における近年の取水制限の状況（昭和 62 年～令和 5 年）

No.	年	期間	取水制限実施状況（最大）		
			農業用水	水道用水	工業用水
1	昭和62年	6～8月	30%	30%	30%
2	平成 2年	7～9月	20%	20%	20%
3	平成 6年	7～9月	30%	30%	30%
4	平成 8年	7～9月	60%	40%	40%
5	平成 9年	2～3月	10%	10%	10%
6	平成13年	6～7月	10%	10%	10%
7		7～8月	10%	10%	10%
8	平成14年	6～7月	10%	10%	10%
9	平成16年	7～9月	20%	20%	20%
10	平成17年	6～7月	20%	20%	20%
11	平成23年	7月	20%	20%	20%
12	平成24年	9～10月	10%	10%	10%
13	平成25年	6～9月	20%	20%	20%
14	平成27年	6～7月	10%	10%	10%
15	平成28年	6～9月	20%	20%	20%
16	平成29年	6～8月	10%	10%	10%
17	平成30年	6～7月	20%	20%	20%

出典：桐生川ダム管理年報、草木ダム管理所 HP、水資源機構 HP

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川の整備においては、「多自然川づくり」の考え方にに基づき、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めることとされている。¹⁾

(1) 自然環境

本圏域では、絶滅危惧種に指定されている動植物が確認されており、生息・生育・繁殖場所として貴重な場となっていることから、これらの河川環境を保全・創出する必要がある。

1) 植生²⁾³⁾⁴⁾

本圏域は、桐生市街地の渡良瀬川からみどり市の袈裟丸山^{けさまるやま}に至るまで約 1,800m の標高差があり、豊かな植物相を有しており、約 860 種の植物種が確認されている。

貴重種については、絶滅危惧ⅠA類（県）及び準絶滅危惧（国）に指定されているカザグルマ、絶滅危惧ⅠA類（県）に指定されているヤワタソウなどの生育情報がある。また、絶滅危惧ⅠA類（国・県）に指定されており、本圏域でしか見ることができないカッコソウが自生している。

外来種⁵⁾については、特定外来生物に指定され、堤防や河原に頻繁に侵入が見られるオオキンケイギクなどを含めた 148 種が確認されている。



図-2.6 カッコソウ※



図-2.7 植生（相観）の一例
（渡良瀬川）

※写真出典：第3次桐生市環境基本計画 2021～2030（桐生市 令和3年3月）

- 1) 「多自然川づくり基本指針（令和6年6月）」
- 2) 出典：『群馬の自然』（群馬県環境生活部自然環境課 平成12年1月）、『群馬県植物誌改訂版』（群馬県・群馬県高等学校教育研究会生物部会 昭和63年3月）
- 3) 出典：『令和元年度河川水辺の国勢調査結果の概要[河川版]（生物調査編）』（国土交通省 令和3年2月）
『令和2年度河川水辺の国勢調査結果の概要[河川版]（生物調査編）』（国土交通省 令和4年2月）
『令和元年度河川水辺の国勢調査業務委託 報告書』（群馬県県土整備部河川課 令和2年3月）
『群馬の自然』（群馬県環境生活部自然環境課 平成12年1月）
『河川水辺の国勢調査等のまとめ』（群馬県土木部河川課 平成10年3月）
『群馬県動物誌(1985)』（群馬県）、『群馬県の貴重な自然（1990）植生編』（群馬県）
『桐生市緑の基本計画』（桐生市 平成13年3月）
- 4) 貴重種は以下、ア）～エ）に該当する種を示す。
ア）「環境省レッドリスト2020」（環境省 2020）に記載される種
イ）『群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編・植物編（2022年改訂版） 動物・植物レッドリスト（2024年増補改訂）』に記載される種
ウ）「文化財保護法」に基づく群馬県及び国で指定された天然記念物
エ）「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種
- 5) 外来種は、「特定外来生物等一覧」（環境省 令和6年更新版）、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省 平成27年）、「侵入生物データベース」（国立環境研究所 平成14年～）における指定種を対象とした。

2) 魚類等³⁾⁴⁾

圏域の河川には、泥底の止水域を好むコイやドジョウ、石礫底の流水域を好むウグイなどが生息している。また、これまでにイワナ、サクラマス（ヤマメ）、アユ等の河川上・中流域に生息する遊泳魚を中心に 50 種以上の魚類が確認されている。

貴重種としては、絶滅危惧ⅠＢ類（県）・Ⅱ類（国）に指定されているスナヤツメ、絶滅危惧ⅠＢ類（国・県）に指定されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類（国・県）に指定されているギバチ、準絶滅危惧（県）に指定されているヒガシシマドジョウなど 16 種が確認されている。なお、地元漁協により漁業権魚種であるマス（イワナ、ヤマメを含む）、アユ、ウグイ、オイカワ等が増殖されている。

また、魚類以外では、絶滅危惧Ⅱ類（国・県）に指定されているマシジミ、絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているカズメウズムシ、チリメンカワナナ、ヌカエビ、準絶滅危惧（県）に指定されているミヤマウズムシ、スジエビ、サワガニなどが確認されている。

外来種⁵⁾としては、在来種への影響が懸念され、特定外来生物に指定されているオオクチバス、条件付特定外来生物に指定されているアメリカザリガニなど 12 種が確認されている。



図-2.8 スナヤツメ類



図-2.9 ヒガシシマドジョウ



図-2.10 ヌカエビ

写真出典：『河川水辺の国勢調査業務委託 報告書』（群馬県県土整備部河川課 令和元年度）

3) 鳥類³⁾⁴⁾

本圏域では、カワセミ、カワガラス、セキレイ類、サギ類など 100 種以上の鳥類が確認されている。

貴重種としては、国の天然記念物及び絶滅危惧ⅠＡ類（県）・ⅠＢ類（国）に指定されているイヌワシのほか、絶滅危惧ⅠＢ類（国・県）に指定されているクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているコサギ、ヤマセミ、サンコウチョウや、準絶滅危惧（県）に指定されているオシドリ、イソシギ、オナガ、ゴイサギ等の 25 種類が確認されている。

なお、本圏域には、カワウが生息しており、営巣地が確認されている。



図-2.11 クマタカ※¹



図-2.12 コサギ※²



図-2.13 オシドリ※¹

※¹ 写真出典：『河川水辺の国勢調査（邑楽・館林圏域、渡良瀬川圏域）業務委託 報告書』（群馬県県土整備部河川課 令和２年度）

※² 写真出典：広沢川にて撮影（2024 年 2 月）

4) 両生類、爬虫類、哺乳類³⁾⁴⁾

本圏域では、両生類は、アズマヒキガエル、ニホンアマガエルなど、10 種以上の両生類が確認されている。このうち、貴重種としては、絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているニホンアカガエルやツチガエル、準絶滅危惧（県）に指定されているタゴガエル、モリアオガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル等の 7 種が確認されている。

爬虫類は、ヤマカガシ、ヒバカリ、ヒガシニホントカゲなど 10 種以上が確認されている。このうち、貴重種としては、準絶滅危惧（県）に指定されているシロマダラ、タカチホヘビ、ニホンヤモリの 3 種が確認されている。

哺乳類は、ニホンイノシシ、ホンドテン、ムササビ、アブラコウモリなど 20 種以上が確認されている。このうち、貴重種としては、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、河川周辺にも生息し絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているカヤネズミ、上流の溪流等に生息する準絶滅危惧（県）のカワネズミ、森林にはニホンウサギコウモリ等が確認されている。



図-2.14 モリアオガエル



図-2.15 カジカガエル

写真出典：『群馬の自然』（群馬県環境生活部自然環境課 平成 12 年 1 月）

5) 昆虫類³⁾⁴⁾

本圏域において、昆虫類はニワハシヨウ、アトボシアオゴミムシ等の地上性の種、コクワガタ、カラスアゲハ等の森林性の種など 900 種以上の昆虫類が確認されている。

貴重種としては、絶滅危惧Ⅱ類（国・県）に指定されているマダラコガシラミズムシ、コオナガミズスマシ、絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているハルゼミ、ミズバチ、ムカシヤンマ、準絶滅危惧（県）に指定されているムカシトンボ、準絶滅危惧（国・県）に指定されているギンイチモンジセセリ、ケシゲンゴロウ等の約 40 種が確認されている。



図-2.16 マダラコガシラ
ミズムシ



図-2.17 ムカシヤンマ



図-2.18 ムカシトンボ

写真出典：群馬県立ぐんま昆虫の森 茶珍 護

このような多種多様な生物が生息・生育・繁殖できる環境の保全・創出が必要である。

(2) 水質

河川の水質については、環境、利水状況に応じて類型指定⁶⁾されており、その類型ごとに環境基準が定められている。渡良瀬川圏域では、渡良瀬川、桐生川の2河川に水質測定地点があり、環境基準点（渡良瀬川：高津戸・赤岩用水取水口、桐生川：観音橋・境橋）が設定されており、本圏域に含まれる渡良瀬川及び桐生川の全区間がA類型に指定されている。また、草木ダム、桐生川ダムでは湖沼A類型に指定されている。

至近10ヵ年（平成25年度～令和5年度）の公共用水域水質測定結果⁷⁾では、圏域内のすべての環境基準点でBOD⁸⁾測定値（75%値⁹⁾）は基準値以下となっており、良好な水質が確保されている。

なお、渡良瀬川圏域の汚水処理人口普及率については、桐生市では93.9%と県内でも普及率が高く、みどり市では69.1%で、県平均85.0%を下回る状況にある。

表-2.5 渡良瀬川圏域における河川の水質測定結果（令和5年度）

河川名	地点名	類型（基準値）	BOD(mg/L) (75%値)	BOD 基準達成状況
渡良瀬川	高津戸※	A(2mg/L 以下)	0.9	○
渡良瀬川	赤岩用水取水口※	A(2mg/L 以下)	0.8	○
渡良瀬川	みどり市境界	A(2mg/L 以下)	1.0	○
渡良瀬川	五月橋	A(2mg/L 以下)	0.8	○
桐生川	観音橋※	A(2mg/L 以下)	0.9	○
桐生川	穴切橋	A(2mg/L 以下)	1.0	○
桐生川	境橋※	A(2mg/L 以下)	1.6	○
桐生川	金葛堰	A(2mg/L 以下)	0.9	○
桐生川	小沼橋	A(2mg/L 以下)	0.9	○
草木湖（草木ダム）	湖心※	A(3mg/L 以下) *	1.8*	○*
梅田湖（桐生川ダム）	湖心（網場）※	A(3mg/L 以下) *	3.0*	○*

※ 環境基準点

* 湖沼はCOD(mg/L) (75%値)の数値



図-2.19 渡良瀬川（高津戸）



図-2.20 桐生川（観音橋）



図-2.21 梅田湖（網場）

6) 類型指定：環境基本法第16条では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を定めている。例えば、河川を含む公共用水域には「水質汚濁に係る環境基準」があり、そのうちの「生活環境の保全に関する環境基準」について水域群ごとに類型指定されている。類型指定は、水質の良い順に「AA 類型」、「A 類型」、「B 類型」、「C 類型」、「D 類型」、「E 類型」となる。

7) 出典：『公共用水域水質測定結果』（群馬県環境森林部環境保全課 平成25年度～令和5年度）

8) 生物化学的酸素要求量（BOD）：河川における水質指標のひとつで、水中の有機物等を栄養源として、水中の好気性微生物が増殖・呼吸する時に消費される溶存酸素の量を表す。一般に、BODの数値が大きいほど、その水質は悪いことを意味する。

9) 75%値：年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目（ n はデータ数）の水質データ値を示す。

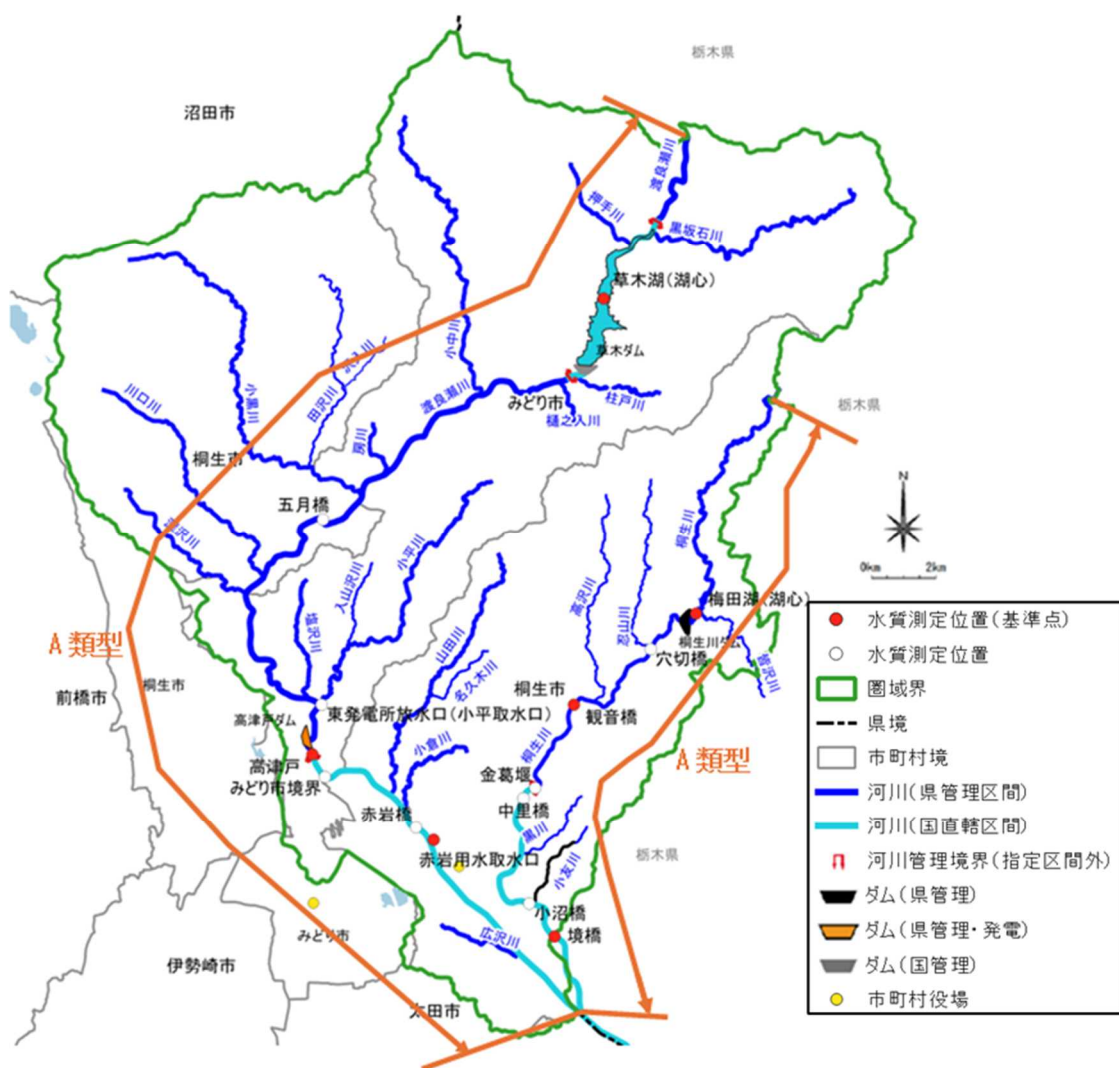


図-2.22 渡良瀬川圏域における水質測定位置図

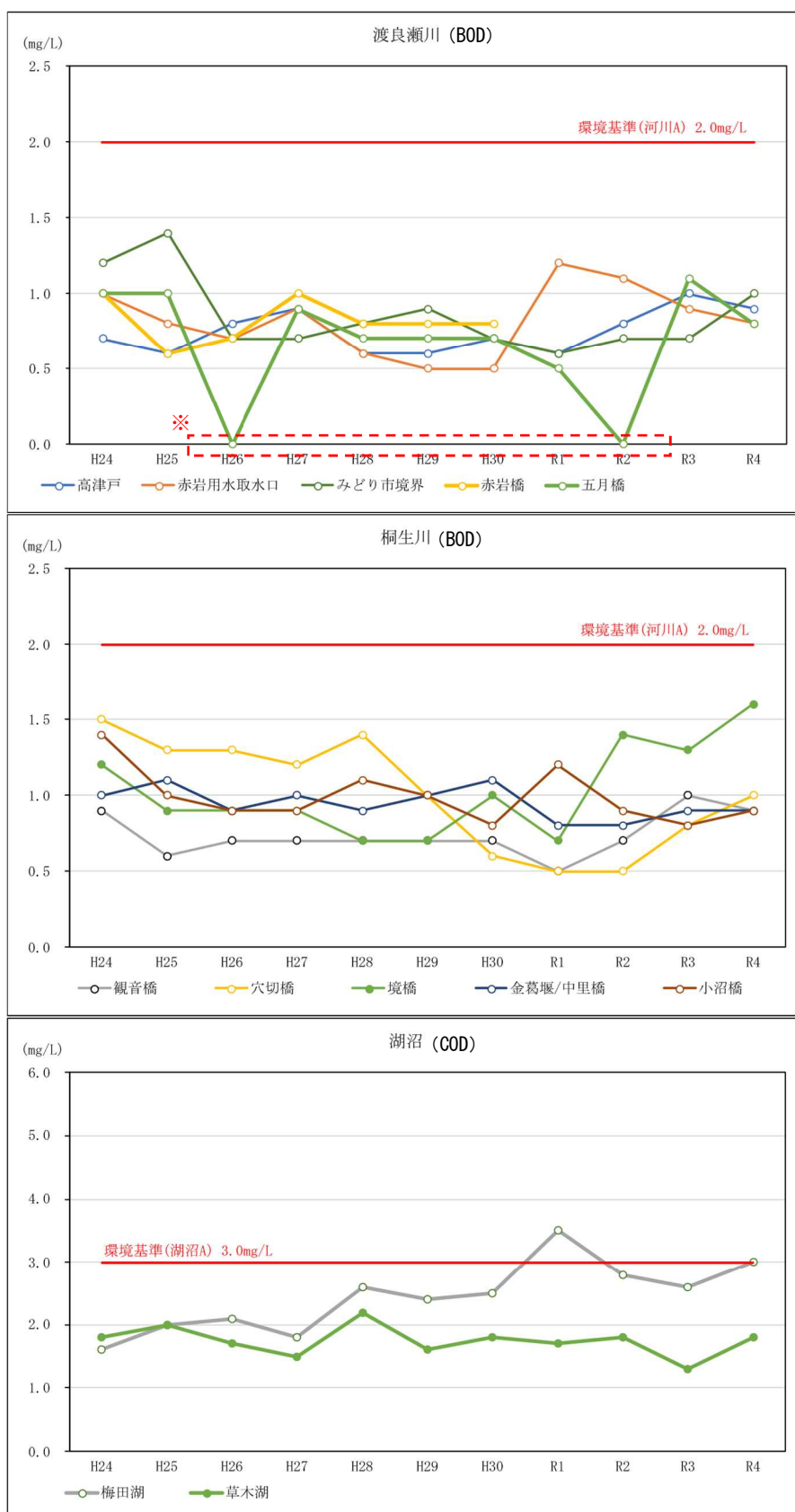


図-2.23 渡良瀬川圏域における水質測定結果経年変化図
 ※測定結果が報告下限値 (0.5mg/L) 未満であった場合は、0.0mg/L で示している。

(3) 河川利用

渡良瀬川圏域は、河川に関わる自然景観資源が豊富で、これらを活かした河川空間利用が行われている。代表的なものとしては、遊歩道が整備されている高津戸峡（渡良瀬川）や、紅葉の名所として知られる古路瀬溪谷（渡良瀬川）、神戸駅前公園（渡良瀬川）や小平親水公園（小平川）に代表される親水公園などが挙げられる。また、渡良瀬川に沿って走るわたらせ溪谷鐵道は、車窓から前述の古路瀬溪谷や汽車見の滝など変化に富んだ河川風景を眺めることができ、路線そのものが河川空間を利用した観光資源になっている。

なお、河川への住民の関心も高く、多くの市民団体が河川美化、水質保全等を目的とした活動を行っている。

また、草木湖、梅田湖を含む渡良瀬川本川・支川のほぼ全域で漁業権が設定され、漁協による放流や人工産卵床造成等による魚の増殖が行われ、遊漁を中心に利用されている。



図-2.24 古路瀬溪谷



図-2.25 小平親水公園



図-2.26 梅田湖

(4) 景観

本圏域には、高津戸峡や古路瀬溪谷に代表される溪谷や小中大滝などに代表される滝、ダム建設によってできた湖など、河川をとりまく環境によって多様な河川景観が形成されている。



図-2.27 高津戸峡



図-2.28 高津戸ダム湖

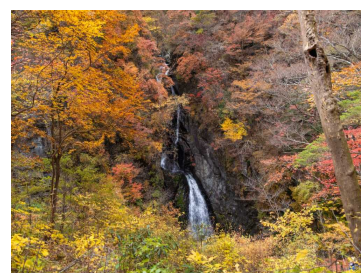


図-2.29 小中大滝

桐生市は平成25年4月に、みどり市は令和3年4月より、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく「景観行政団体」へ移行し、良好な景観形成に取り組んでいる。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、渡良瀬川圏域において、県が管理する一級河川全てとする。(参照：表-1.1)

計画対象期間は、渡良瀬川圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる、今後概ね20年間とする。なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、概ね10年ごとに点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

渡良瀬川圏域の河川において、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化や群馬県内の他河川とのバランスを考慮して、目標を設定する。

渡良瀬川及び桐生川の本川においては、下流側の「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」と整合を図り、洪水を安全に流下させることを目標とする。

一方、支川においては、気候変動の影響を考慮したうえで、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋等の浸水被害を解消することを目標として河川整備を実施する。

さらに、これまで整備してきた治水施設の機能を長期かつ確実に発揮するよう、調査及び点検結果に応じて必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することにより、長期にわたり施設の有効活用を図る。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

気候変動の影響による、渇水リスクの高まりも念頭に、景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖を配慮した水環境の保全のため、また河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する正常流量について、渡良瀬川は、利根川水系河川整備基本方針において、大間々地点で、かんがい期に概ね24m³/s、非かんがい期に概ね7m³/sの正常流量が設定されている。

また、桐生川においては、大堰地点にて、かんがい期に0.13m³/s、非かんがい期に0.12m³/sを確保するよう努める。

なお、上流には桐生川ダムが整備済みであり、渇水時の補給など今後も適切な運用を図り、水環境保全及び水利用の安定を図る。

表-3.1 流水の正常な機能を維持するための必要な流量^{10) 11)}

河川名	地点名	流量 (m ³ /s)	
		かんがい期 4/1～9/30	非かんがい期 10/1～3/31
渡良瀬川	大間々	24	7
桐生川	大堰	0.13	0.12

10) 流水の正常な機能を維持に必要な流量は、①動植物の生息地又は生育地（漁業も含まれる）の環境を維持するために必要な流量、②圏域の川らしい景観を保持するために必要な流量、③水質を維持するために必要な流量（これらを維持流量と言う）と、河川からの取水（農業用水、水道用水、工業用水等）量を満足する流量（これを正常流量と言う）を言う。

11) 正常流量は、概ね10年に1回程度発生すると予想される渇水に対して確保することを目標としている。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

水質が良好な河川や河畔林の多い河川、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育・繁殖している地域については、動植物を可能な限り保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行う。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全や、十分な幅をもつ河道にするなど多自然川づくりの考え方に基づき、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整備に努める。

市街地を流れる河川や近傍に公園等の人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見をふまえ、人々が気軽に川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出に努める。

上記の整備にあたっては、特に貴重種の生息が確認されている場合、専門家や地元漁協の意見を聴くなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出に努める。

河川の水質や河川空間の保全に取り組むとともに、下水道、環境部局等の関係機関及び地域住民との連携を図り、その保全・改善に努める。

水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者等と十分な連絡調整を図り、その保全に努める。

第5節 河川の維持に関する事項

堤防、護岸、床止め等の河川管理施設に関して、定期的に点検、巡視等を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕等の必要な対策を行うなど、洪水時等にその機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。

また、河川区域外においても河川に影響を及ぼすような恐れのある事象を確認した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行い、必要に応じて河川への影響を回避または最小限にとどめるよう対応する。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに設置される河川管理施設の機能

河川整備計画の目標を達成するため、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。

工事の実施にあたっては、河川の水利用の現状と周辺状況を踏まえ、支障なく適正な水利用が行えるよう、また水辺環境を保全・創出し、人々が川に親しむことができるよう考慮する。

また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、漁協等の関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

(1) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要は以下のとおりである。

1) 家屋の浸水被害を解消させるための対策

河積¹²⁾が不足している区間や、堤防が整備されていない区間、堤防の高さが不足している区間において、河道拡幅や築堤、分水路の整備等を実施し、流下能力の向上を図る。

表-4.1 整備を予定する区間

河川名	整備を予定する区間	延長
広沢川	分水路合流点～指定区間上流端	約 1,700m
小倉川	渡良瀬川合流点上流約 200m～西山沢川合流点	約 1,400m
山田川	山田橋上流～漆谷戸沢川合流点	約 3,600m

※ 今後の詳細な測量・設計の実施により、整備を予定する区間の延長等を変更することがある。

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

12) 河道内を流下する河川水の断面、その面積を河積という。

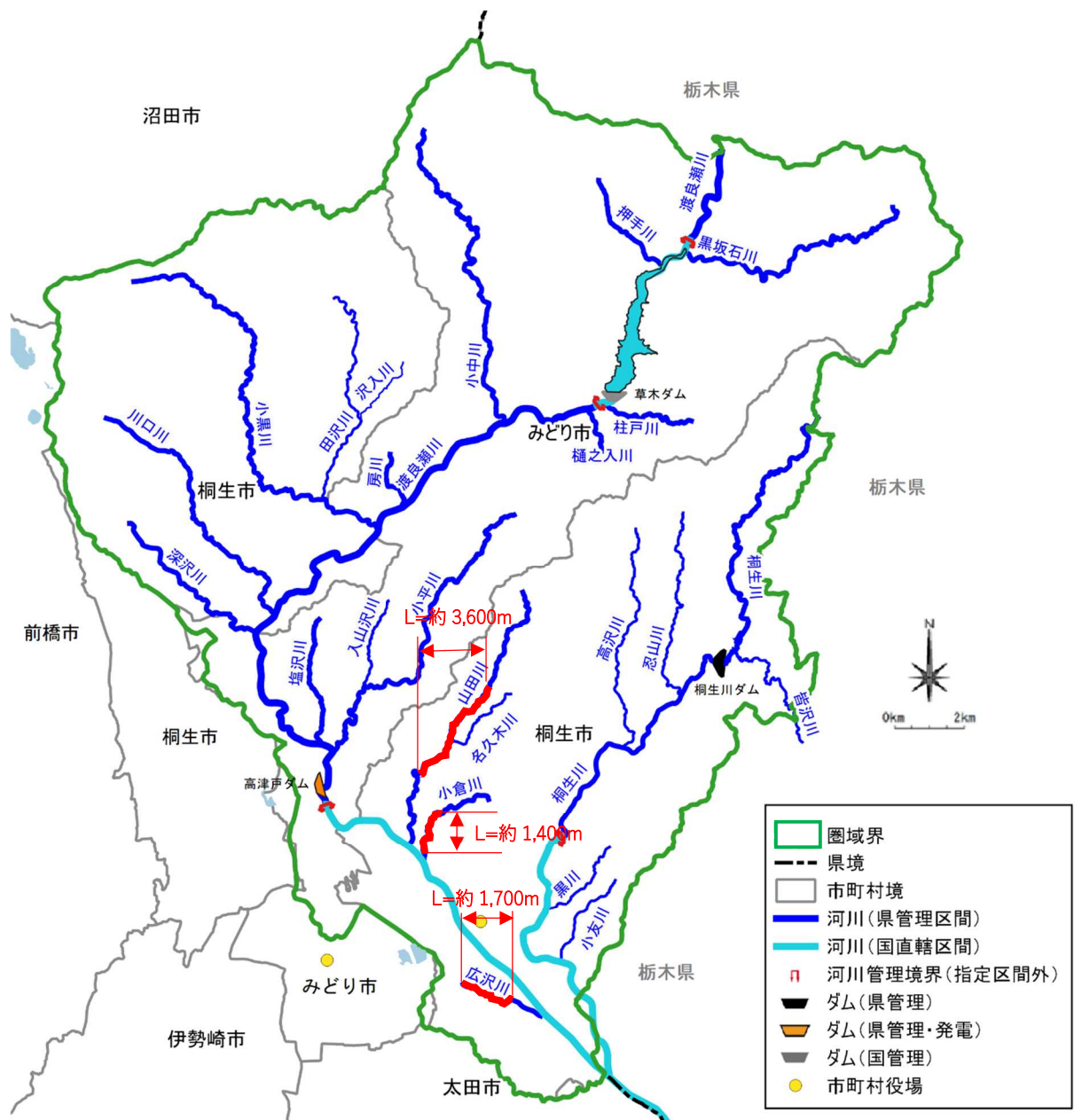


図-4.1 整備対象区間位置図

【広沢川】

広沢川は概ね全区間が掘込河道であり、国道 50 号との交差部（下流側）に所在するボックスカルバートがボトルネックとなっているほか、国道 50 号より上流区間を中心に概ね全区間において流下能力が不足している。河道に隣接して宅地・事業地が密集しているため、周囲への影響を踏まえ、河道改修と併せて分水路や調節池を整備することにより、洪水による家屋の浸水被害を解消することを目標とする。

改修にあたっては、現況の生物の生息場や、抽水植物の生育基盤等の河川環境の保全・創出に努める。

施行区間：分水路合流点～指定区間上流端

延 長：L=約 1,700 m

整備内容：護岸工、分水路、調節池等

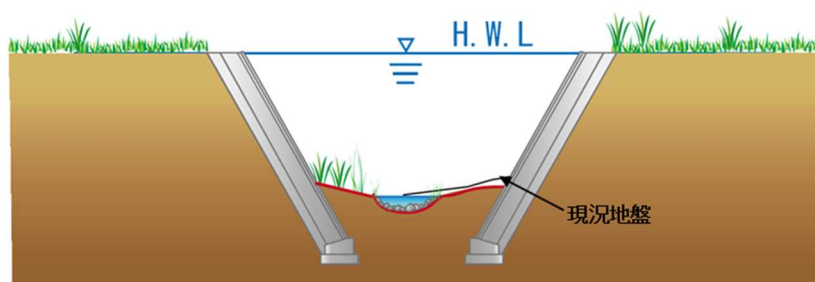


図-4.2 広沢川代表断面図

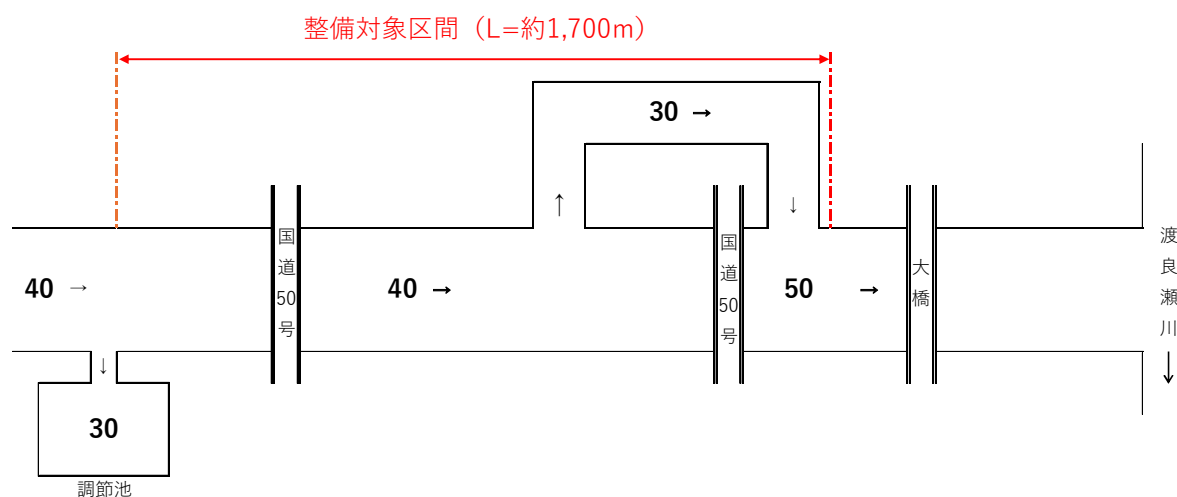


図-4.3 広沢川計画流量配分図（目標治水安全度：1/10）

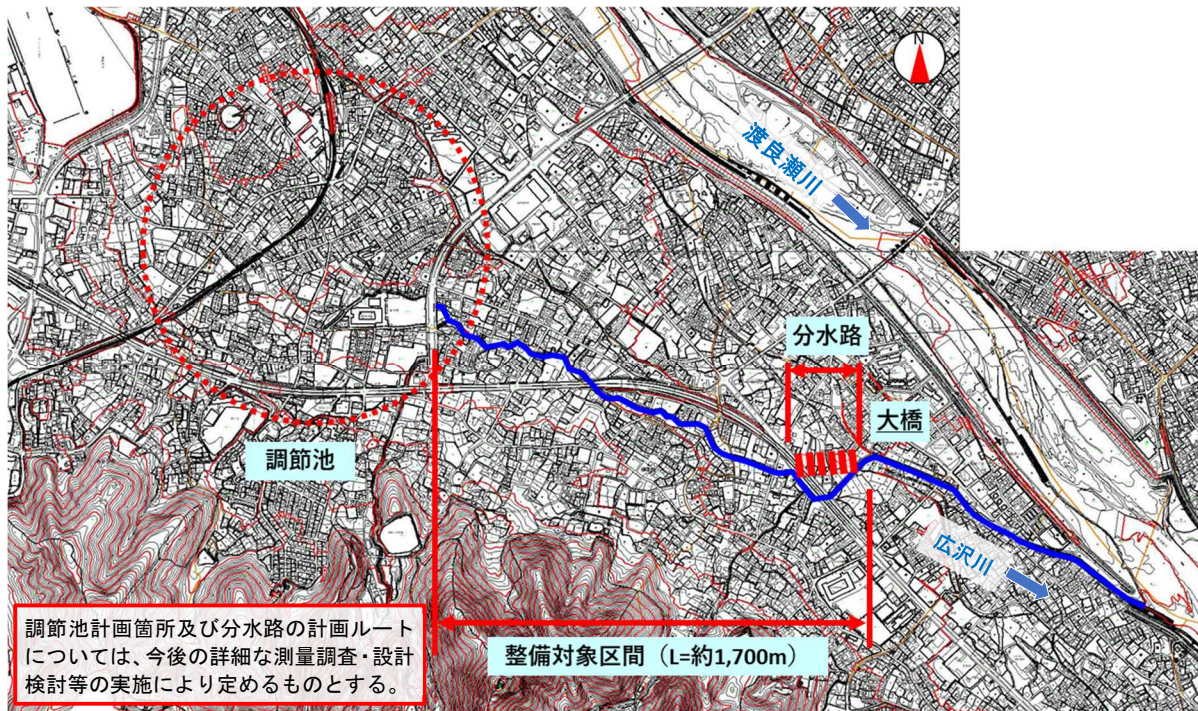


図-4.4 広沢川整備対象区間位置図

【小倉川】

小倉川は概ね全区間が掘込河道であり、渡良瀬川合流点～西山沢川合流点までの一部区間において流下能力が不足している。このため、河道拡幅等を実施し、洪水による家屋の浸水被害を解消することを目標とする。

改修にあたっては、現況の生物の生息場や、抽水植物の生育基盤等の河川環境の保全・創出に努める。

施行区間：渡良瀬川合流点上流約 200m～西山沢川合流点

延長：L=約 1,400m

整備内容：掘削工、護岸工等

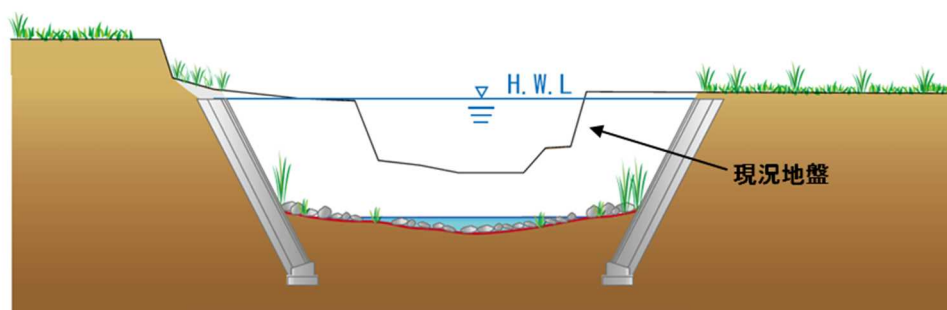


図-4.5 小倉川代表断面図

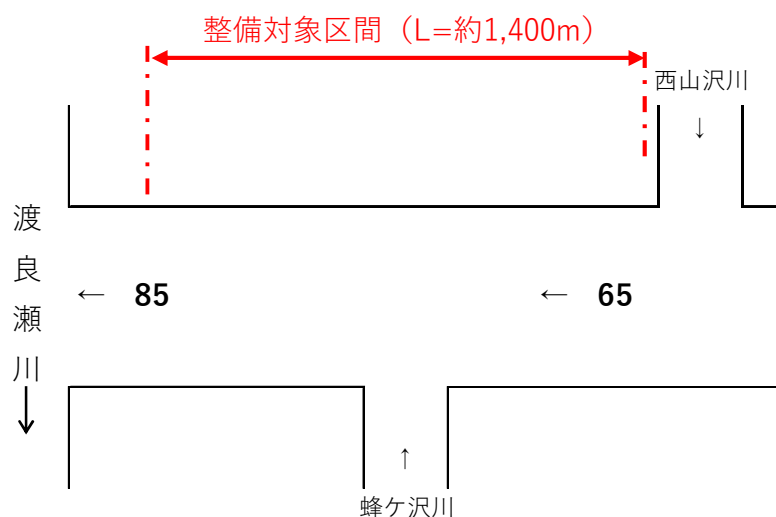


図-4.6 小倉川計画流量配分図（目標治水安全度：1/10）

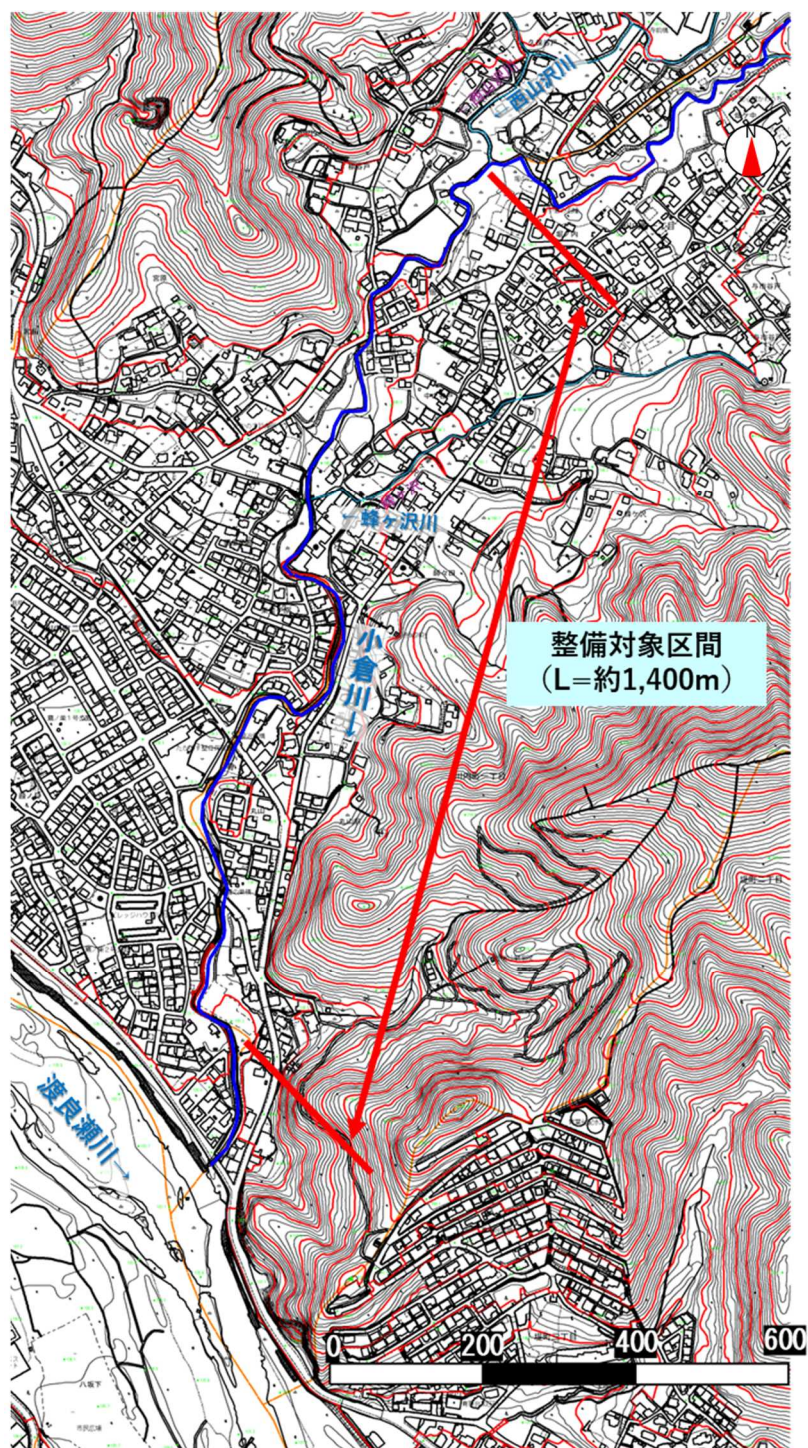


図-4.7 小倉川整備対象区間位置図

【山田川】

山田川は概ね全区間が掘込河道であり、山田橋までの区間については河道改修が完了している。改修済み区間上流の金屑川合流点付近や漆谷戸沢川合流点付近などの一部区間において流下能力が不足しているため、掘削工、引堤及び築堤等を実施し、洪水による家屋の浸水被害を解消することを目標とする。

改修にあたっては、水際の改変は可能な限り避け、生物の生息場となる瀬・淵、抽水植物の生育基盤等の河川環境の保全・創出に努める。

施行区間：山田橋上流～漆谷戸沢川合流点

延長：L=約 3,600m

整備内容：掘削工、護岸工、引堤、築堤等

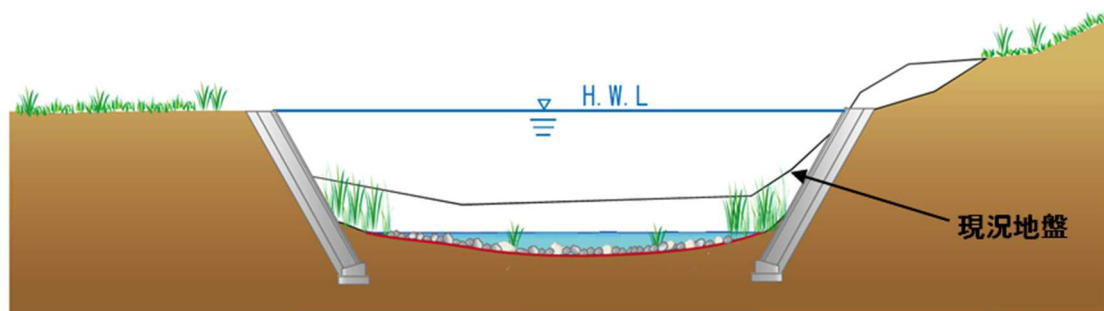


図-4.8 山田川代表断面図

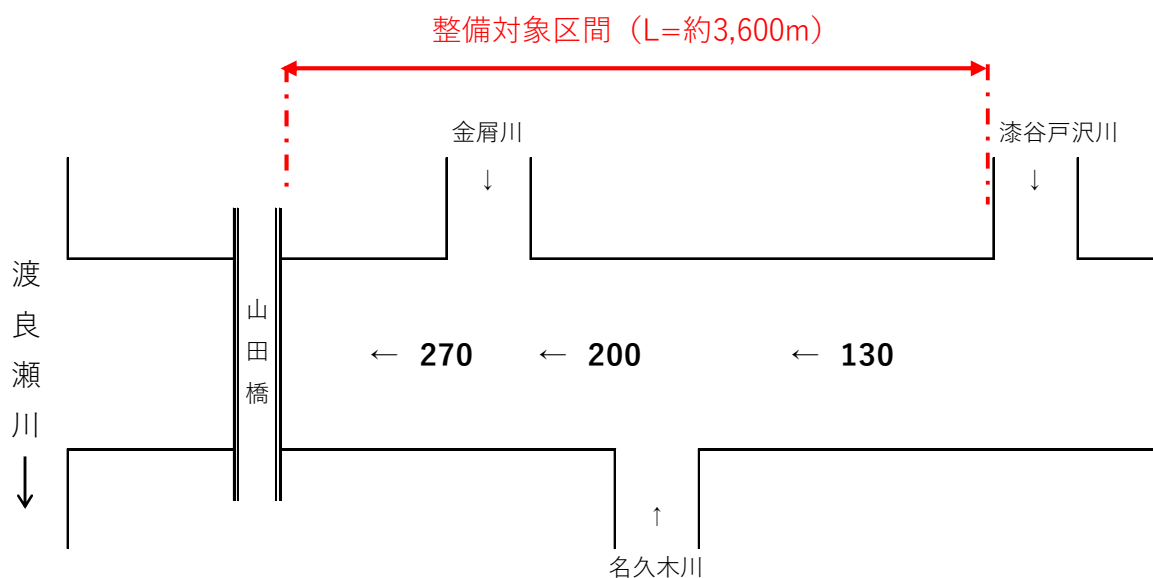


図-4.9 山田川計画流量配分図（目標治水安全度：1/10）

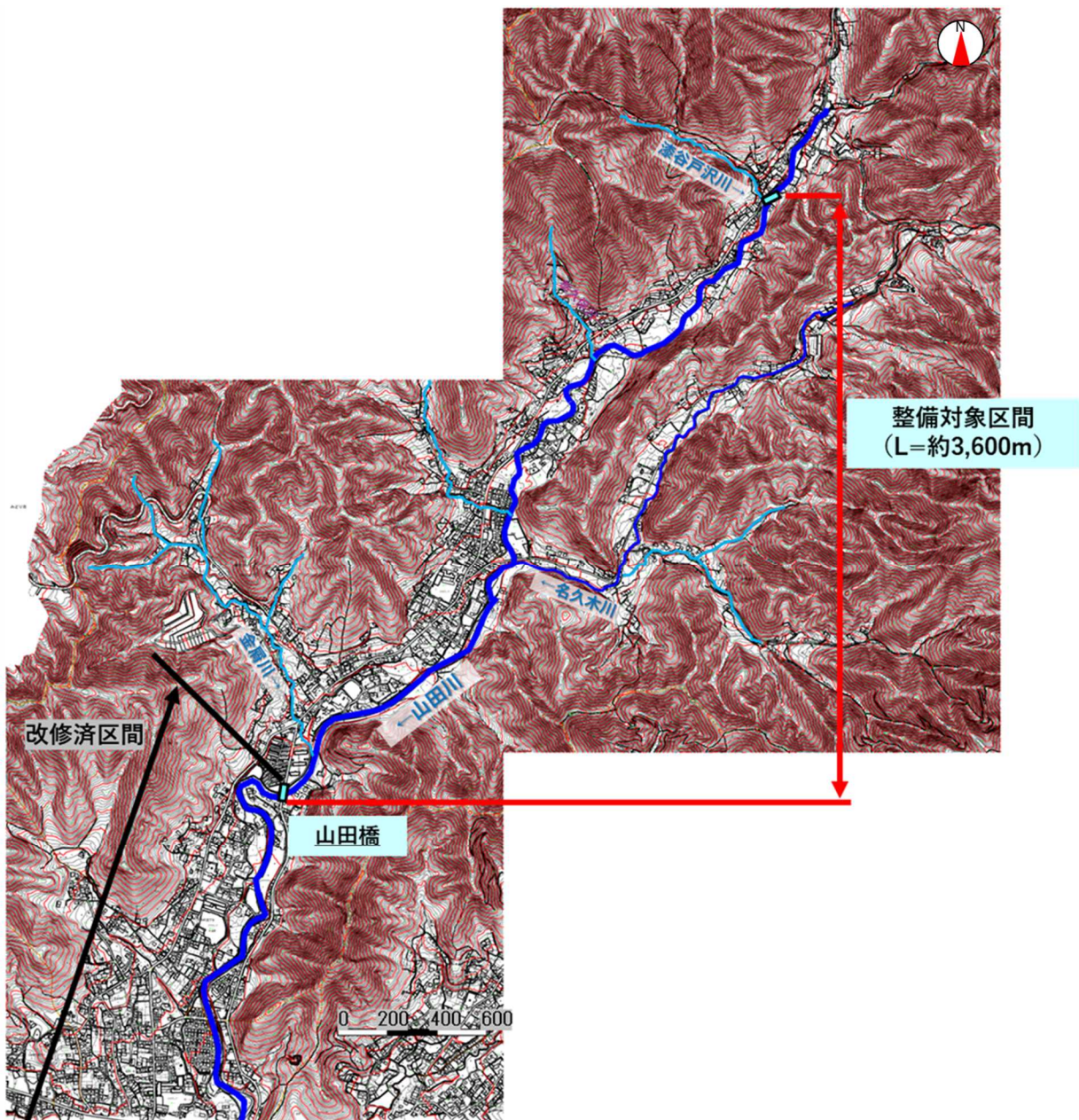


図-4.10 山田川整備対象区間位置図

2) 堤防強化対策

有堤区間については、今後の点検結果を踏まえ、必要に応じて堤防強化対策を実施する。

3) 河道掘削等による対策

今後の調査結果を踏まえ、流下能力不足の解消のため、必要に応じて河道掘削や樹木伐採を実施する。

4) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な管理用通路の整備、災害復旧のための資材の備蓄等を検討し、必要に応じて実施する。

また、雨量、水位等の観測情報や河川監視カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、情報を関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設等を整備する。

さらに、流域治水への転換として、国・県・市、企業・住民など流域のあらゆる関係者が協働し、河川区域や氾濫域のみならず、集水域を含めた流域全体で雨水貯留施設の整備等の対策を実施する。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために、必要な流量を定めた地点において必要な流量を確保するための水位観測並びに流量観測の実施、圏域での取水量・系統の把握により、河川流況を監視するとともに、桐生川ダムなどの洪水調節施設の効率的な運用により低水管理を実施する。

さらに、気候変動に伴う渇水リスクへ対応するため、流況等のモニタリングを継続するとともに、必要に応じて、関係機関と調整し、桐生川ダムの更なる活用に向けた調査・検討を行う。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出及び景観、河川利用等について配慮し、自然と調和を図った整備と保全を行う。また、地域住民や関係機関と連携し、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖場所を広域的に結ぶ生態系ネットワーク¹³⁾の形成に努める。

河川空間の活用として、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」については、必要に応じて市、民間事業者及び地元住民と河川管理者が連携して進める。

13) 生態系ネットワークとは、生物多様性を守っていくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていること。野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖、あるいは一日・一年・一生を通じて複数の異なるタイプの自然を利用している。ある生物の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われてしまうため、他の集団との繁殖交流をするために、移動できる範囲に同じタイプの自然が複数存在していることが必要である。ある生物の生息・生育に適した自然がなくなってしまう場合でも、その生物が移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を減らすことができる。

- 1) 動植物の生息・生育・繁殖場所については、必要に応じて工事着手前などに、学識関係者や漁協等の専門家の意見を聴くとともに調査を行い、それを基に対処策を検討・実施するなどして保全に努める。落差工等の横断工作物を設置する場合は、県砂防課とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計を行う。
- 2) 絶滅危惧種等の希少な動植物が生息・生育する可能性があるため、必要に応じて環境調査の実施を検討するとともに、実施した場合はその調査結果を基にした絶滅危惧種等の保全対策を検討する。
- 3) 河岸保全のためのコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、川の流れを固定化しないようにするなど、河川の自然の営みを活かした川づくりにより、地域の河川景観を活かし、動植物の生息・生育・繁殖に適した水辺環境の創出に努める。併せて、地域の暮らし、歴史及び文化との調和並びに多様な河川風景に配慮し、沿川と調和した河川景観の保全及び形成に努める。
- 4) 水辺に近づけるよう、必要に応じて緩傾斜護岸、階段等を整備する。特に、市街地を流れる河川や、公園・親水施設等の人々が集まる施設がある河川では、地域の住民の意見を聴きながら、人と河川のふれあいの場となるよう配慮する。
- 5) 水辺景観の保全及び河川利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業用水等の利水者と調整を図るとともに、関係機関の環境部局及び地域の住民と連携して河川の水質の改善に取り組む。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

河川の維持については、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行う。

(2) 河川の維持の種類及び施行の場所

渡良瀬川圏域の河川において、以下のような維持管理を行う。

- ・ 河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川環境の保全・創出を図りつつ、堆積土の除去、樹木の伐採、草刈り等の必要な対策を行う。
- ・ 堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、応急措置として堤防の嵩上げや腹付け等の必要な対策を行う。
- ・ 護岸の亀裂等、河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕等の必要な対策を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復・保全に努める。
- ・ 取水堰や橋梁等の占用施設で河床及び河岸の洗掘や流下断面の阻害などの河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し、適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。
- ・ 地域住民による草刈りや河川清掃等の河川愛護活動を積極的に支援する。また、地域との協働による河川環境保全に努める。
- ・ 桐生川ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好に保つために計測及び点検を実施し、必要に応じた修繕や更新など、適切に維持管理を行う。
- ・ 河川内に繁茂する樹木が鳥獣被害発生要因の一つとして考えられる場合には、野生鳥獣の移動を抑制するための樹木伐採や草刈り等の必要な対策を行う。
- ・ 河川の状況を適切に把握するため、雨量、水位等の観測情報や、河川監視カメラの映像情報を確実に収集するとともに、これらの情報を関係機関や一般住民に提供できるよう、施設や機器等の点検を実施し、必要に応じた修繕や更新など、適切に維持管理を行う。

(3) 長寿命化対策

河川管理施設の機能を適切に維持していくために、「群馬県河川構造物長寿命化計画」に基づき、点検、巡視等により、施設の状態の把握及び必要に応じた補修や更新を行い、長寿命化を図る。

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

河川整備目標の達成には長期間を要すること、また、計画を上回る規模の降雨が発生する可能性もあることから、ハード対策と併せ、ソフト対策として、河川情報の提供等を推進する。具体的には、降雨の状況や河川水位の情報をリアルタイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、迅速な避難行動や水防活動等の支援を行う。

ホームページへの掲載、パンフレットの配布、イベントの開催等により、河川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。



図-5.1 河川監視カメラ・危機管理型水位計（桐生川）

第2節 地域や関係機関との連携に関する事項

(1) 常時の連携

- ・ 洪水時の連携強化のために、防災情報伝達訓練や重要水防箇所の合同点検等を関係機関と実施する。
- ・ 住民の防災意識を高めるために、住民一人ひとりの防災行動計画となる「マイ・タイムライン」の普及や出前講座等を関係市や関係機関と連携して取り組む。
- ・ 河川整備の実施にあたっては、下水道事業、圏域市の排水事業等の圏域内の関連事業を実施する国や関係市と連携を図る。
- ・ 今後、気候変動の影響により、雨水出水の頻発化・激甚化も懸念されることから、開発行為や土地利用について流域市や関係機関との連携を図るとともに、貯留浸透対策や土地利用規制など、流域のあらゆる関係者と一体となって「流域治水」に取り組む。
- ・ 気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、圏域内における土砂災害に対し、国、県、市の関係部局との連携を強化し、情報を共有しながら被害の未然防止や軽減に努める。
- ・ 良好な河川環境の保全を継続するために、地域住民の理解を求めるとともに、地域住民等との連携及び協力体制の確立に努める。
- ・ 油等の流出による水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを迅速に原因者や関係機関と協力して行う。

(2) 洪水時の連携

流域住民の避難が速やかに行われるよう、水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、水害ホットライン¹⁴⁾ や水害対応タイムライン¹⁵⁾ 等を構築するなど、さまざまな手段により国、市、報道機関、消防、警察等の関係機関との連携を強化し、防災情報の充実に努める。

本圏域は観光地が多いため、外部から来訪した観光客が洪水時に円滑に避難出来るよう、避難経路の掲示等について関係市や関係機関と連携して取り組む。

(3) 渇水時の連携

国及び関係都県等で構成する「利根川水系渇水対策連絡協議会」、「渡良瀬川利水者懇談会」及び「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」で渇水対策（取水制限）が必要と判断された場合は、関係利水者による円滑な協議が行われるよう、群馬県渇水対策本部等を通じ、関係機関と連携して被害軽減に努める。

更に、必要に応じて、関係利水者等へ渇水に関する情報提供や適切な水利用の呼びかけを関係機関と連携して行い、深刻な渇水の回避に努める。

14) 水害ホットラインとは、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体の長であり、災害対策基本法や水防法により明確に責務が規定されている市町村長に対して、河川管理者が水位等の河川の状況や今後の見通し、堤防等の施設の異常に係る情報について直接提供を行い、市町村長が行う判断を支援する仕組み。

15) 水害対応タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であり、防災行動計画とも言う。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。